

第20期 定時株主総会 招集ご通知

The LTS logo is positioned in the upper right quadrant of the page. It consists of the letters 'LTS' in a white, serif font, centered within a dark grey, rounded, teardrop-shaped background. This shape is part of a larger graphic of five overlapping, rounded shapes in various shades of grey, resembling a stylized flower or a cluster of petals.

日時

2022年3月16日（水曜日）
午前10時00分（受付開始：午前9時30分）



場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階
第4・第5会議室

決議
事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

6名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

の報酬額改定の件

第4号議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、
書面またはインターネットにより事前に議決権を
ご行使いただき、株主総会当日のご来場はお控え
いただくよう、お願い申し上げます。

株式会社エル・ティー・エス

証券コード：6560

2022年3月1日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目8番6号

株式会社エル・ティー・エス

代表取締役 樺 島 弘 明

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使にご協力いただき、会場へのご来場はお控えいただくよう、お願いいたします。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面またはインターネットにより、2022年3月15日（火曜日）午後6時までに、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月16日（水曜日）午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 第4・第5会議室
3. 目的事項
【報告事項】 1. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
【決議事項】 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lt-s.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、第20期定時株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類並びにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」及び「個別注記表」となります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lt-s.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年3月15日（火曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年3月15日（火曜日）午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年3月16日（水曜日）午前10時

❶ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続きました。各種政策の効果もあり景気には持ち直しの動きが見られるものの、国内外での感染状況は拡大と収束を繰り返しており、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる事業領域である情報サービス産業においては、企業経営に対する新型コロナウイルスの影響が長期化する中、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた、社会環境の変化に対応するためのデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する注目度が引き続き高く、AI、RPA（Robotic Process Automation）等の業務ロボット導入やテレワーク推進等の働き方改革など、社内における変革活動を側面から支援するサービスへのニーズは、引き続き、底堅く推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画を策定し、ロボティクス・AI・ビジネスプロセスマネジメントを活用することによって、企業変革と働き方改革を促進支援する会社として、顧客の現場に入り込み、顧客の課題や変革テーマに応じた各種支援をワンストップで提供するプロフェッショナルサービス事業及び企業のIT人材不足を解消するプラットフォーム事業を展開してまいりました。プロフェッショナルサービス事業では、外部企業との連携推進や積極的な人材採用、人材育成基盤の整備など、安定的なサービス提供能力の拡大に向けた取り組みを推進しました。プラットフォーム事業では、既存サービスである「アサインナビ」及び「コンサルタントジョブ」の積極展開に加え、事業会社とDX企業のマッチングを行う新サービス「CS Clip」の開発を推進しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,375,205千円（前期比32.7%増）、営業利益600,198千円（前期比25.4%増）、経常利益579,730千円（前期比29.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益388,409千円（前期比43.7%増）となりました。

セグメントごとの業績（売上高には内部売上高を含む。）は、次のとおりです。

（プロフェッショナルサービス事業）

プロフェッショナルサービス事業では、企業活動の様々な制約によってIT部門を取り巻く環境が大きく変化していく中で、旺盛なDXに関するニーズが追い風となり、ビジネスプロセスマネジメントを活用した業務の可視化・改善を強みとする従来型のコンサルティング案件（業務分析・設計、IT導入支援・現場展開）の受注は堅調に推移いたしました。株式会社ソフテックの連結子会社化による静岡・東海エリアでの事業拡大、株式会社ログラス及びアウトLOOKコンサルティング株式会社との業務提携による経営管理領域でのデジタルトランスフォーメーション推進等、テクノロジー企業を中心とする外部企業との連携を推進するとともに、花王グループカスタマーマーケティング株式会社とのAIによる自動棚割りアルゴリズム開発等、DX領域における先進的な案件への取り組みを進めました。また、書籍発刊やセミナー、オウンドメディア等を通じ、知名度向上やブランディング強化を目指した外部への情報発信も積極的に実施しました。

この結果、プロフェッショナルサービス事業の売上高は7,125,017千円（前期比32.8%増）、セグメント利益（営業利益）は550,462千円（前期比27.1%増）となりました。

（プラットフォーム事業）

プラットフォーム事業では、IT業界に特化した、ビジネスマッチングと学びの場を提供するプラットフォームである「アサインナビ」の会員数は、2021年12月31日現在で法人・個人を合わせ11,436会員（前期末比1,230会員の増加）となり、順調に成長を続けております。会員基盤の拡大に伴うマッチングの増加や、「アサインナビ」及び「コンサルタントジョブ」の更なる活性化に向けた料金プラン変更等により、売上高は堅調に推移しました。一方、新サービス「CS Clip」への開発投資を継続するとともに、収益化に向けたマーケティング活動を積極化し、既存サービスの収益拡大に向けた組織体制の強化も実施しました。

この結果、プラットフォーム事業の売上高は323,282千円（前期比36.1%増）、セグメント利益（営業利益）は49,736千円（前期比9.0%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、88,990千円となりました。その主なものは、プラットフォーム事業における新規サービス関連のソフトウェア仮勘定51,750千円及び自社利用のノートパソコン24,810千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により、総額91,960千円の資金調達を行いました。

2021年5月、運転資金として短期借り入れにより20,000千円を調達いたしました。

2021年12月、運転資金として長期借り入れにより90,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な成長の実現に向けて、既存の事業基盤及びサービス競争力の強化に対する取り組みを推進しております。一方、既存の内部統制システムの運用を徹底し、重要なステークホルダーである「株主」「顧客」「社員」の更なる満足度向上を通じて企業価値を最大化し、社会に貢献する企業となることを目指すべく、以下の項目を重要な課題として認識し、対処してまいります。

① 優秀な人財の確保

当社グループにおいて、事業規模及び事業領域の拡大には、適切な水準でサービスを提供する質の高い人財の確保が必要であり、人財が最も重要な経営資源であると考えております。今後も積極的な採用活動を継続するとともに、採用した人財に対する成長機会の提供や人事評価制度の整備改善、働きやすい環境の整備などを通じて離職率を抑制し、優秀な人財が定着化する仕組み作りを進めてまいります。

② 人財の育成強化

当社グループでは、顧客ニーズに応じて様々な提案型営業やコンサルティングサービスを提供できる質の高い人財を組織的に育成していく必要があると考えております。確保した人財に対する教育基盤（人財育成プラン）を整備するとともに、グループ会社間の人財交流やコンサルタントとエンジニアのキャリア転換機会の充実などを通じ、優秀な人財の育成に向けた取り組みを推進してまいります。

③ グループガバナンスの高度化及びグループ連携の強化

当社グループでは、事業領域の拡大及び優秀な人財の確保を主な目的として、今後もM&Aを積極的に推進していく方針です。そのような状況において、当社グループとして健全な成長を継続していくため、子会社を含むグループ全体としてのガバナンス強化並びに内部管理体制強化をこれまで以上に進めるとともに、グループシナジー発揮のため、グループ企業間の営業連携や業務インフラ整備、人事交流等の施策を推進してまいります。

④ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、今後の更なる事業成長に向けて、会社規模に応じた適切な内部管理体制の整備を図るために監査等委員会設置会社へ移行し、運用面の徹底を推進し、実効性のある、効率的かつ信頼性の高い組織基盤を構築・運用してまいります。また、企業価値の更なる向上のため、経営課題としてガバナンス強化に取り組んでおり、コーポレート・ガバナンスコードに準拠して取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を高めるとともに、意思決定の迅速化を実現してまいります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を最小限に抑えるため、対策本部を設置し対応に当たっております。同時に、社員及び顧客をはじめとするステークホルダーの皆様の安全確保を最優先とし、社員の時差出勤・在宅勤務の推奨、出社時の換気・手洗い・マスク着用の徹底、Web会議システムの活用など、同感染症拡大防止対策を講じております。また、同感染症に限らず、当社グループを取り巻く想定外のリスクや不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図るとともに、リモートワーク等多様な環境下で働く社員の生産性及び創造性の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2018年12月期)	第18期 (2019年12月期)	第19期 (2020年12月期)	第20期 (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	2,989,263	3,790,640	5,555,735	7,375,205
経 常 利 益 (千円)	269,684	298,087	447,220	579,730
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	184,777	201,744	270,326	388,409
1 株当たり当期純利益 (円)	47.17	49.29	66.47	93.24
総 資 産 (千円)	1,892,433	2,451,976	4,290,278	5,080,103
純 資 産 (千円)	1,346,171	1,503,633	1,732,546	2,076,769

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第18期の期首から適用しており、第17期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 第20期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第19期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しの内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2018年12月期)	第18期 (2019年12月期)	第19期 (2020年12月期)	第20期 (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	2,855,092	3,325,957	3,910,869	4,910,704
経 常 利 益 (千円)	267,306	352,787	448,862	583,156
当 期 純 利 益 (千円)	181,534	248,808	277,808	320,232
1 株当たり当期純利益 (円)	46.35	60.78	68.31	76.88
総 資 産 (千円)	1,836,711	2,185,864	3,633,308	3,824,025
純 資 産 (千円)	1,350,520	1,555,090	1,789,003	2,067,276

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第18期の期首から適用しており、第17期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント（2021年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成されており、事業内容は「プロフェッショナルサービス事業」及び「プラットフォーム事業」の2つであります。

各事業の特徴は以下のとおりです。

<プロフェッショナルサービス事業>

「企業は継続的な変革によってのみ発展を永続できる」との認識から、戦略やビジネスモデル構築や事業活動の基幹となるビジネスプロセスの可視化、プロセス改善のための事業モデル変革・IT導入支援、プロセス変革定着化に必要な組織・人材開発支援からビジネスプロセス実行支援までワンストップで提供し、幅広い業種の企業変革をお客様の現場に入り込み推進しております。

「プロフェッショナルサービス事業」にて提供しているサービスを分類すると、「ビジネスプロセスマネジメント」、「コンサルティング」、「デジタル活用サービス」の3つに区分されます。顧客の課題や当社グループが支援する顧客の変革テーマに応じて、各サービスで提供する支援内容を組み合わせてワンストップで提供しております。

■ビジネスプロセスマネジメント

顧客の事業構造をビジネスプロセスとして可視化し、プロセス改善に必要な手法を立案、改善の実行支援及びビジネスプロセスの定常的な管理に必要な組織・人材を育成する一連の取り組みを支援しており、これにより当社グループは顧客との間で長期的な関係を構築し、安定的な案件機会の獲得や長期支援を通じた顧客の変革サイクルをグリップするとともに、コンサルティングやデジタル活用サービスへのサービス展開が可能となっています。

■コンサルティング

顧客の経営から事業の最前線まで、変革を実行するための現場に入り込み、成長戦略構築や事業開発、業務改革や組織改革を支援します。顧客サイドの立ち位置で、企画・構想フェーズからIT基盤構築や新業務導入後の運用支援を行うとともに、顧客企業に必要な人材育成も支援しております。

■デジタル活用サービス

経営のデジタルトランスフォーメーションを実現するために必要となる、顧客の業務に合わせたリサーチ及びテクノロジー活用手法の策定、IoTやマーケティングデータ等の分析によるバリューチェーンの改善、AI・RPA等の業務ロボット導入による効率化・自動化等、顧客の業務に適した新たな手段を提供しております。

<プラットフォーム事業>

「課題を抱える顧客企業と解決手段を持つテクノロジー企業が出会えていない」、「顧客企業の旺盛なIT投資に応えるIT人材の不足」、「自社のIT人材を十分に活用するプロジェクト機会がない」といった課題を解決することを目的として、事業を展開しております。

株式会社アサインナビが運営する日本最大級のITビジネスプラットフォーム「アサインナビ」では、IT人材とITプロジェクトに取り組む顧客企業が直接つながるプロフェッショナルクラウドソーシングの場を提供することで、IT業界の多重下請け構造の改善及び高単価案件の提供を実現しています。また、フリーコンサルタントのマッチングに特化した「コンサルタントジョブ」では、大手事業会社やSI企業とのネットワークを活用し、案件紹介や管理業務のサポートなど、フリーコンサルタントの成長をトータルで支援しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年12月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アサインナビ	30,000千円	100%	ITプラットフォーム運営
LTS ASIA CO., LIMITED	500,000HKD	100%	ビジネスコンサルティング
株式会社ワクト	10,000千円	100%	コンピュータソフトウェアの設計・開発
株式会社イオトイジャパン	25,000千円	75%	IoTを活用したビジネスコンサルティング
株式会社ソフテック	10,000千円	100%	コンピュータシステムの設計・開発

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
FPTコンサルティングジャパン株式会社	70,000千円	20%	ビジネスコンサルティング

(8) 企業集団の主要拠点等 (2021年12月31日現在)

当社 本社：東京都新宿区

子会社 株式会社アサインナビ：東京都新宿区

LTS ASIA CO., LIMITED：中華人民共和国香港特別行政区

株式会社ワクト：東京都中央区

株式会社イオトイジャパン：東京都新宿区

株式会社ソフテック：静岡県駿東郡

(9) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナルサービス事業	398名	+52名
プラットフォーム事業	42名	+9名
合計	440名	+61名

(注) 使用人数には、契約社員や派遣社員等及び当社グループ外への出向者は含まれておりません。当連結会計年度末における契約社員の人数は、21名です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
282名	+48名	34.4歳	4年7ヶ月

(注) 使用人数には、契約社員や派遣社員等及び他社への出向者は含まれておりません。当事業年度末における契約社員の人数は、18名です。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	202,804千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	200,000千円
株式会社静岡銀行	199,880千円
株式会社みずほ銀行	133,200千円
三島信用金庫	30,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,371,000株（自己株式127,802株を含む）
 (3) 株主数 2,545名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（％）
樺島 弘明	629,000	14.8
株式会社クレスコ	361,000	8.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	314,900	7.4
李 成一	265,000	6.2
金藤 正樹	250,000	5.8
塚原 厚	236,000	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	190,800	4.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	175,000	4.1
株式会社K A H	152,000	3.5
株式会社李成一事務所	80,000	1.8

（注） 持株比率は自己株式（127,802株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	3,000	2

（注） 株式報酬の内容につきましては、4.(3)当事業年度に係る取締役の報酬等に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が173,600株、資本金が45,980千円、資本準備金が45,980千円増加しております。また、2021年4月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、これに基づいて2021年5月6日に自己株式3,000株を処分し、2021年6月3日開催の取締役会決議に基づき、2021年6月4日付で、自己株式43,000株の取得を行いました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	行使価額	保有人数	権利行使期間
① (注1)	10個	普通株式 10,000株	250円	当社取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く) 1名	2015年12月25日から 2023年12月24日まで
② (注2)	71個	普通株式 71,000株	540円	当社取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く) 2名	2016年12月25日から 2024年12月24日まで
③ (注3)	19個	普通株式 19,000株	540円	当社取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く) 3名	2016年12月25日から 2024年12月24日まで
④ (注4)	1,000個	普通株式 1,000株	600円	当社取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く) 1名	2018年12月20日から 2026年12月19日まで

- (注) 1. 2013年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく第9回新株予約権であります。
 2. 2014年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく第12回新株予約権であります。
 3. 2014年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく第13回新株予約権であります。
 4. 2016年12月9日開催の臨時株主総会決議に基づく第14回新株予約権であります。
 5. 2016年12月19日付で1株を1,000株とする株式分割を実施したことに伴い、上記の各内容について、必要な調整を行っております。
 6. 取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものを含みます。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	榑 島 弘 明	グループ経営推進室担当 グループ内部監査室担当 株式会社アサインナビ 代表取締役社長 株式会社フィックスターズ 社外取締役 株式会社オフィスバンク 社外取締役
取締役副社長	李 成 一	関西事業部担当 グループ経営推進室長 株式会社イオトイジャパン 取締役 株式会社ワクト 監査役
取締役CSO	亀 本 悠	Strategy & Execusion Consulting本部担当 執行役員 Strategy & Execusion Consulting本部長 兼 Business Transformation Dept.部長 株式会社イオトイジャパン 取締役
取締役COO	上 野 亮 祐	ビジネスコンサルティング第1部担当 ビジネスコンサルティング第2部担当 ビジネスコンサルティング第3部担当 ビジネスマネジメント本部担当 執行役員 ビジネスコンサルティング第2部長
取締役	塚 原 厚	ICTエンジニアリング本部担当 執行役員 ICTエンジニアリング本部長 株式会社ソフテック 代表取締役社長
取締役	金 川 裕 一	事業開発統括 SMN株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	武 村 文 雄	株式会社三五 社外取締役
取締役(監査等委員)	栗 田 敏 夫	合同会社A2Mコンサルティング 代表社員
取締役(監査等委員)	高 橋 直 樹	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員 株式会社イオトイジャパン 監査役 株式会社ピーエイ 取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）武村文雄、栗田敏夫、高橋直樹の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）武村文雄、栗田敏夫、高橋直樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会としての情報収集力を担保し、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、武村文雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2021年3月17日開催の第19期定時株主総会において、金川裕一氏が社外取締役に新たに選任され、就任いたしました。なお、金川裕一氏は、2021年7月1日付で、取締役 事業開発統括に就任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社グループすべての役員、執行役員その他会社法上の重要な使用人を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、初期対応費用及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社

が補填するものであり、1年ごとに契約内容を見直し、契約を更新しております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び賞与で構成されており、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で報酬構成や水準等について審議を行い、その答申を踏まえて、取締役会決議により決定しております。当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっても、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含め多角的に検討を行い、取締役会もその答申を尊重する形で決議を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成されており、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下の通りです。

(a) 個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の規模や業績、従業員の給与水準、社会情勢や市場水準、同業他社との比較等を総合的に勘案し、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準として決定するものとしております。

(b) 業績連動報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的向上を図るため、各事業年度の業績目標（経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益）を達成した場合に、目標の達成度、各人の役職・職責や成果等を総合的に勘案し、支給額を決定するものとしております。

当事業年度を含む経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益（選定した業績指標）の推移は、1.(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

(c) 非金銭報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を支給しており、具体的な配分については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定することとしています。

(d) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については、在任中、毎月定額支給することとしております。

業績連動報酬については、各事業年度末日後に、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において、当該事業年度分の支給額を決定しております。

非金銭報酬等については、経営環境等を踏まえ、インセンティブ付与の必要性が認められる場合に、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決定により付与しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額は、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会において年額150,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会において、株式報酬の額を年額25,000千円以内、株式数の上限を年15,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役に対する報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数	摘 要
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等		
取締役（監査等委員を除く。）	146,120千円	123,085千円	12,174千円	10,860千円	6名	うち社外 1名 1,350千円
取締役（監査等委員）	18,900千円	18,900千円	—	—	3名	うち社外 3名 18,900千円
合 計	165,020千円	141,985千円	12,174千円	10,860千円	9名	

(注) 1. 上記「業績連動報酬」は、当事業年度分の役員賞与として支給するものです。

2. 上記「非金銭報酬等」は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額です。

3. 取締役（監査等委員を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役（監査等委員）栗田敏夫は、合同会社A2Mコンサルティングの代表社員を兼務しております。なお、当社と合同会社A2Mコンサルティングとの間に特別の取引関係はありません。

取締役（監査等委員）高橋直樹は、ATOZコンサルティング合同会社の業務執行社員及び株式会社ピーエイの取締役を兼務しております。なお、当社とATOZコンサルティング合同会社及び株式会社ピーエイとの間に特別の取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役（監査等委員）武村文雄は、株式会社三五の社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社三五との間に特別の取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	金川裕一	2021年3月17日の社外取締役就任後、2021年7月1日の取締役 事業開発統括就任までの当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、主に、大手企業の関連会社における企業経営者としての経験と経営全般に対する幅広い見識に基づいた意見を述べるなど、必要に応じて当社の経営上有用な助言及び提言を行っており、適切に役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	武村文雄	当事業年度開催の取締役会19回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に、大手IT企業における職務経験及びシステム開発・運用業務全般に対する専門的な知見ならびに、企業経営者としての経験と経営全般に対する幅広い見識に基づいた意見を述べるなど、必要に応じて当社の経営上有用な助言及び提言を行っており、適切に役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	栗田敏夫	当事業年度開催の取締役会19回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に、大手商社におけるCIO（最高情報責任者）としての経験及び企業経営全般についての経験に基づいた意見を述べるなど、必要に応じて当社の経営上有用な助言及び提言を行っており、適切に役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	高橋直樹	当事業年度開催の取締役会19回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に、長年の企業法務経験に基づく専門的見地から、必要に応じて当社の経営上有用な助言及び提言を行っており、適切に役割を果たしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要（内部統制システムに関する基本方針）

当社では、透明性及び公正性の高い経営体制を実現すべく、内部統制担当取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制の運用強化を実践しております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議した内容は、以下の通りとなっております。

1. 当社取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月開催し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。
 - (2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視する。
 - (3) 当社の監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務の執行を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報（文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたものを含む）については、法令及び文書管理規程等に従って作成及び保存し、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
 - (2) 情報資産の管理については、情報セキュリティ委員会を中心に、情報セキュリティマネジメントシステムの整備を推進するとともに、個人情報保護方針を定めて対応する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及び子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、当社及び子会社それぞれの事業領域、事業環境に応じたリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備する。当社及び子会社の経営リスクに対する適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、管理体制を監査し、改善を図る。
 - (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営企画室長をリスク管理担当者とし、経営会議において十分な審議を行うことで、重大事案発生の未然防止及び重大事案発生時の損失最小化を図る。
 - (3) 増大する情報リスクに対応するため、情報セキュリティ方針を策定し、情報セキュリティ全般について、情報セキュリティ委員会が監視・管理する。
 - (4) 法務関連のリスクについて、法務担当部門において契約書の事前審査を行い、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
4. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の内部監査担当部門において、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の各部門における各業務プロセスについて内部監査を実施し、監査結果を社長に直接報告するとともに、不正の発見・防止と業務プロセスの改善指導を行う。
 - (2) 当社及び子会社内の内部通報制度としてスピークアップ制度を導入し、当社及び子会社の使用人等は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、または生じようとしている事実を知った時は、当窓口

に通報することができる。会社は、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止されており、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

(3) 個人情報管理規程に基づき、個人情報の適正な保護に努める。

5. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 毎月の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項に対して、迅速に対応する。

(2) 取締役及び各部門長を中心とする経営会議を原則として月1回以上開催し、業務の詳細な事項について協議するとともに、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築する。

(3) 職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確化することにより、経営活動における意思決定と実行の効率性を確保するとともに、責任の明確化を図る。

6. 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理及び内部統制システムの整備を行う。

(2) 子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会及び経営会議に出席し、各社の事業の状況、コンプライアンスに関する事項、リスク情報等を報告、共有し、意見交換を行う。

(3) 当社の監査等委員会及び内部監査担当者が子会社各社に対する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人、その独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する者を、当社の使用人から任命する。

(2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性確保のため、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒等人事に係る事項は、監査等委員会の事前同意を得る。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制及びその監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人並びに子会社の取締役等は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正の事実若しくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

(2) 監査等委員は、当社の経営会議に出席し、取締役の職務の遂行に関する報告を受けることができる。また、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等に対して、その職務の執行に関する事項について報告を求めることができる。

(3) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、当社の対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

(4) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を行う等監査等委員会と緊密な連携を保持する。

(5) 監査等委員会は、監査法人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、定期的に意見交換を行い、監査法人との相互連携を図る。

(6) 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いは行わない。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、所定の手続に従い当該費用又は債務を処理する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びその子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備及び運用状況について継続的に評価し、必要な措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。
11. 反社会的勢力を排除するための体制
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、当社およびその子会社の全役職員が一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを行う。

当事業年度における、当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度において、取締役会は19回開催し、法令、定款および「LTS Way」に則って経営に関する重要事項について機動的に審議、決定するとともに、取締役が職務執行の状況を取締役に報告し、他の取締役の監督を行っております。また、経営会議は12回開催し、取締役会に先立つ論点明確化のための会議体として、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について議論するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行う等、業務執行の全般的な統制を行っております。

監査等委員については、常勤の監査等委員を中心に、取締役会のほか、経営会議等の社内の重要会議に出席し、業務執行を行う取締役が経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、適時に確認を行い、その検証結果は、監査等委員会において情報共有されております。当事業年度において監査等委員会は14回開催しております。

諸規程の遵守状況や業務プロセスの運用状況については、グループ内部監査室が、内部監査計画に基づき、内部統制の有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施しております。監査結果は監査等委員と共有し、内部監査報告書として代表取締役へ報告を行っております。

リスク管理については、グループ内部監査室がリスクの洗い出しや定期的な見直しを行い、経営会議で各リスク項目について共有した上で、各責任部門が当該リスクの予防策・軽減策を講じるとともに、発生したリスク及びその対応状況については、社内で適切に共有されております。また、内部通報制度として、スピークアップ制度等の社内窓口に加え、外部の法律事務所を通報先とする社外窓口の運用もを行い、各種リスクの早期発見に努めております。

子会社については、当社監査等委員及び内部監査担当者が、子会社の取締役及び監査役へのヒアリングを通

じて、運用状況の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,206,251	流動負債	2,215,629
現金及び預金	2,430,782	買掛金	654,178
電子記録債権	132,014	1年内返済予定の長期借入金	283,668
売掛金	1,155,870	未払金	295,972
仕掛品	127,772	未払法人税等	117,010
前払金	280,589	前受金	506,432
貸倒引当金	△1,891	賞与引当金	146,765
その他	81,113	役員賞与引当金	12,500
固定資産	873,851	その他	199,102
有形固定資産	52,850	固定負債	787,704
建物附属設備	14,675	長期借入金	682,216
工具器具備品	36,174	退職給付に係る負債	102,133
建設仮勘定	2,000	繰延税金負債	539
無形固定資産	281,704	その他	2,815
ソフトウェア	2,150	負債合計	3,003,334
ソフトウェア仮勘定	138,519	純資産の部	
のれん	141,034	株主資本	2,076,223
投資その他の資産	539,297	資本金	575,000
敷金及び保証金	197,780	資本剰余金	507,775
繰延税金資産	147,779	利益剰余金	1,277,611
投資有価証券	127,500	自己株式	△284,164
その他	66,236	その他の包括利益累計額	426
		為替換算調整勘定	426
		非支配株主持分	119
		純資産合計	2,076,769
資産合計	5,080,103	負債及び純資産合計	5,080,103

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,375,205
売 上 原 価		4,748,104
売 上 総 利 益		2,627,101
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,026,902
営 業 利 益		600,198
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20	
受 取 配 当 金	43	
保 険 解 約 返 戻 金	346	
助 成 金 収 入	5,015	
そ の 他	448	5,875
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,104	
為 替 差 損	347	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	18,476	
そ の 他	1,413	26,342
経 常 利 益		579,730
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,181	
減 損 損 失	12,622	23,803
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		555,926
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	198,701	
法 人 税 等 調 整 額	△28,591	170,109
当 期 純 利 益		385,817
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,591
親会社株主に帰属する当期純利益		388,409

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	529,020	454,020	889,202	△142,469	1,729,773
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	45,980	45,980	—	—	91,960
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	388,409	—	388,409
自己株式の取得	—	—	—	△146,579	△146,579
自己株式の処分	—	7,774	—	4,885	12,660
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	45,980	53,754	388,409	△141,694	346,449
2021年12月31日残高	575,000	507,775	1,277,611	△284,164	2,076,223

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2021年1月1日残高	62	62	2,710	1,732,546
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	91,960
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	388,409
自己株式の取得	—	—	—	△146,579
自己株式の処分	—	—	—	12,660
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	364	364	△2,591	△2,227
連結会計年度中の変動額合計	364	364	△2,591	344,222
2021年12月31日残高	426	426	119	2,076,769

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,919,481	流 動 負 債	1,183,828
現 金 及 び 預 金	1,859,129	買 掛 金	383,148
電 子 記 録 債 権	132,014	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	240,160
売 掛 金	797,415	未 払 金	153,704
仕 掛 品	28,994	未 払 費 用	52,043
前 払 費 用	61,445	未 払 法 人 税 等	114,196
立 替 金	24,925	未 払 消 費 税 等	93,162
そ の 他	15,557	賞 与 引 当 金	124,298
固 定 資 産	904,543	役 員 賞 与 引 当 金	12,500
有 形 固 定 資 産	45,804	受 注 損 失 引 当 金	841
建 物 附 属 設 備	14,662	そ の 他	9,772
工 具 器 具 備 品	29,141	固 定 負 債	572,920
建 設 仮 勘 定	2,000	長 期 借 入 金	572,920
無 形 固 定 資 産	137,125	負 債 合 計	1,756,748
ソ フ ト ウ ェ ア	184	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	136,940	株 主 資 本	2,067,276
投 資 そ の 他 の 資 産	721,614	資 本 金	575,000
関 係 会 社 株 式	294,650	資 本 剰 余 金	507,775
投 資 有 価 証 券	127,500	資 本 準 備 金	500,000
敷 金 及 び 保 証 金	196,498	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,774
繰 延 税 金 資 産	80,485	利 益 剰 余 金	1,268,665
そ の 他	22,479	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,268,665
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,268,665
		自 己 株 式	△284,164
		純 資 産 合 計	2,067,276
資 産 合 計	3,824,025	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,824,025

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,910,704
売 上 原 価		2,963,172
売 上 総 利 益		1,947,532
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,396,332
営 業 利 益		551,200
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
業 務 受 託 料	38,078	
そ の 他	38	38,132
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,447	
自 己 株 式 取 得 費 用	729	6,176
経 常 利 益		583,156
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	91,635	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,181	102,816
税 引 前 当 期 純 利 益		480,339
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	182,375	
法 人 税 等 調 整 額	△22,267	160,107
当 期 純 利 益		320,232

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年1月1日残高	529,020	454,020	—	454,020
事業年度中の変動額				
新株の発行	45,980	45,980	—	45,980
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	7,774	7,774
事業年度中の変動額合計	45,980	45,980	7,774	53,754
2021年12月31日残高	575,000	500,000	7,774	507,775

	株 主 資 本				純資産 合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益剰余金				
2021年1月1日残高	948,432	948,432	△142,469	1,789,003	1,789,003
事業年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	91,960	91,960
当期純利益	320,232	320,232	—	320,232	320,232
自己株式の取得	—	—	△146,579	△146,579	△146,579
自己株式の処分	—	—	4,885	12,660	12,660
事業年度中の変動額合計	320,232	320,232	△141,694	278,272	278,272
2021年12月31日残高	1,268,665	1,268,665	△284,164	2,067,276	2,067,276

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社エル・ティー・エス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 映
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エル・ティー・エスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・ティー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社エル・ティー・エス
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近 隆也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エル・ティー・エスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

株式会社エル・ティー・エス 監査等委員会

監査等委員 武村文雄 ㊟

監査等委員 栗田敏夫 ㊟

監査等委員 高橋直樹 ㊟

(注) 監査等委員武村文雄、栗田敏夫及び高橋直樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

- ① 更なる経営効率の向上と競争力の強化を図るため、現行定款第3条の本店所在地を東京都新宿区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ② 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入される株主総会資料の電子提供制度が、2022年9月1日に施行されることから、電子提供措置に関する規定を新設し、現行のインターネット開示によるみなし提供規定の削除及び附則の新設を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4条～第17条（条文省略）	第4条～第17条（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）	（削除）
第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第19条～第38条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第19条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</p> <p>3. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p> <p>第3条 本則第3条(本店の所在地)の変更は、2022年12月31日までに開催される取締役会において決定する移転日をもって効力を生じるものとし、同日をもって附則本条を削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	<p>かばしま ひろあき 榊島 弘明 (1975年10月26日生)</p>	<p>1998年4月 2000年7月 2001年6月 2002年3月 2002年12月 2019年4月 2019年8月 2019年10月 2020年1月 2020年3月 2022年1月</p>	<p>アイエヌジー生命保険株式会社（現 エヌエヌ生命保険株式会社）入社 株式会社IQ3 入社 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング 入社 当社設立 取締役 当社 代表取締役社長 株式会社オフィスバンク 社外取締役（現任） 株式会社アサインナビ 代表取締役社長（現任） 株式会社フィックスターズ 社外取締役（現任） 当社 代表取締役社長CEO ICTエンジニアリング本部担当、グループ経営推進室担当、グループ内部監査室担当 当社 代表取締役社長CEO グループ経営推進室担当、グループ内部監査室担当 当社 代表取締役社長CEO グループ内部監査室担当（現任）</p>	629,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 榊島弘明氏は、長年に渡り、代表取締役社長として経営を指揮し、経営の重要事項に関する意思決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たし、当社を成長させてまいりました。その経営に関する高い知見とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">かめもと ゆう 亀本 悠 (1980年8月8日生)</p>	<p>2009年5月 株式会社フィンチジャパン 入社 2011年10月 当社 入社 2017年1月 当社 Business Development & Insights部長 2018年1月 当社 執行役員 Business Development & Insights部長 2019年3月 当社 取締役 兼 執行役員 Strategy & Insights部長 2020年1月 株式会社イオトイジャパン 取締役 (現任) 2021年1月 当社 取締役 Strategy & Execution Consulting本部担当 兼 執行役員 Strategy & Execution Consulting本部長 2021年3月 当社 取締役 CSO Strategy & Execution Consulting本部担当 兼 執行役員 Strategy & Execution Consulting本部長 2021年8月 当社 取締役 CSO Strategy & Execution Consulting本部担当 兼 執行役員 Strategy & Execution Consulting本部長 兼 Business Transformation Dept.部長 2022年1月 当社 取締役 CSO Business Structure & Management Dept.、Strategy Insights Dept.、経営企画室担当 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 亀本悠氏は、主にデジタル活用サービスを展開する事業部門の責任者として、サービス開発及び事業規模拡大を牽引してまいりました。業務執行に関する豊富な経験に加え、企業戦略の策定及び実行に関する豊富な知見も有しており、今後も当社における成長戦略の策定及び実行を通じて当社の企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	11,500株

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の 株式の数
4	うえの りょうすけ 上野亮祐 (1985年10月11日生)	2008年4月 2017年1月 2018年1月 2019年3月 2020年1月 2021年3月 2022年1月	当社 入社 当社 ビジネスコンサルティング本部 第2部長 当社 執行役員 ビジネスコンサルティング本部 第2部長 当社 取締役 兼 執行役員 ビジネスコンサルティング第2部長 当社 取締役 ビジネスコンサルティング第1部担当、ビジネスコンサルティング第2部担当、組織人財開発部担当 兼 執行役員 ビジネスコンサルティング第2部長 当社 取締役COO ビジネスコンサルティング第1部担当、ビジネスコンサルティング第2部担当、ビジネスコンサルティング第3部担当、ビジネスマネジメント本部担当 兼 執行役員 ビジネスコンサルティング第2部長 当社 取締役COO ビジネスコンサルティング第1部担当、ビジネスコンサルティング第2部担当、ビジネスコンサルティング第3部担当、監査事業部担当、ビジネスマネジメント本部担当（現任）	10,400株
		(取締役候補者とした理由) 上野亮祐氏は、ビジネスプロセスマネジメント能力を強みとするコンサルティング案件に長く従事しており、事業部門の責任者として、主要顧客との長期的な関係構築および安定的な案件機会の獲得に貢献してまいりました。業務執行に関する豊富な経験により、今後も事業基盤の構築とサービス競争力の強化を通じて当社の企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	塚原 厚 (1974年12月9日生)	1999年4月 2000年3月 2001年6月 2002年3月 2005年5月 2014年1月 2015年10月 2018年1月 2020年3月 2020年12月	アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社) 入社 株式会社IQ3 入社 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング 入社 当社設立 取締役 当社 取締役 退任 当社 入社 当社 EA-IT事業部長 当社 執行役員 ビジネスコンサルティング本部付 当社 執行役員 ICTエンジニアリング本部長 当社 取締役 ICTエンジニアリング本部担当 兼 執行役員 ICTエンジニアリング本部長(現任) 株式会社ソフテック 代表取締役社長(現任)	236,000株
		(取締役候補者とした理由) 塚原厚氏は、主にIT領域のコンサルティング案件に長く従事しており、エンジニアを統括する事業部門の責任者として、主要顧客との長期的な関係構築および安定的な案件機会の獲得に貢献してまいりました。業務執行に関する豊富な経験やIT領域における幅広い知見を活かし、今後も事業基盤の構築とサービス競争力の強化を通じて当社の企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。		
6	金川 裕一 (1959年6月25日生)	1982年4月 1996年11月 2001年4月 2003年6月 2015年4月 2016年3月 2016年4月 2020年4月 2020年6月 2021年3月 2021年7月	株式会社横河電機製作所(現 横河電機株式会社) 入社 横河マルチメディア株式会社 設立 代表取締役社長 横河キューアンドエー株式会社(現 キューアンドエー株式会社) 代表取締役会長 同社 代表取締役社長 キューアンドエー株式会社 代表取締役会長 横河レンタ・リース株式会社 取締役(非常勤) 同社 代表取締役社長 同社 代表取締役会長 SMN株式会社 社外取締役(現任) 当社 社外取締役 当社 取締役 事業開発統括(現任)	0株
		(取締役候補者とした理由) 金川裕一氏は、大手企業の関連会社において代表取締役等の要職を歴任し、経営者として、事業成長を牽引してきた経験を持ち、経営全般に対する幅広い見識と業界内に豊富な人脈を有しております。その豊富な見識や人脈を活かして当社の顧客接点を上げ、事業基盤の拡大を通じて当社の企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年5月27日開催の第3期定時株主総会において年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただいた後、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を同額の年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社が置かれている事業環境を踏まえ、取締役の役割・責務が増大していること及び社外取締役の増員を見据えたコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として、同業他社の報酬水準も考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案については、事業報告P.14およびP.15に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針に基づき、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議を行い、改定報酬額が妥当である旨、取締役会に答申されております。これらのことから、本議案に係る改定報酬額は相当であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は現行どおり6名となります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会において年額3,000万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、更なる企業価値の向上に資する者の確保・維持及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から増大している役割・責務を考慮するため、監査等委員である取締役の報酬額を年額6,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。監査等委員である取締役の報酬額は、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会決議により監査等委員会設置会社へ移行した際、2005年5月27日開催の第3期定時株主総会においてご決議いただいた監査役に対する報酬額（年額3,000万円以内、当該定時株主総会終結時点の監査役は1名）を引き継ぐ形となっており、昨今の監査等委員としての役割責任を踏まえると、本議案に係る改訂報酬額は相当であると判断しております。

また、現在の監査等委員である取締役は3名であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階

第4・第5会議室

TEL (03)3667-9210

交通のご案内

地下鉄(東京メトロ) 東西線・日比谷線

茅場町駅 出口8 直結

(東京メトロ) 東西線・銀座線

(都 営) 浅草線

日本橋駅 出口D2 徒歩5分